

温室効果ガス排出量 検証報告書

2025 年 7 月 15 日

日本郵政株式会社 御中

一般社団法人日本能率協会
サステナビリティセンター
上級経営管理者 前田 雅彦

1. 検証の対象及び目的

日本郵政株式会社（以下「事業者」という。）が作成した算定対象^{※1}における温室効果ガス（GHG）排出量情報（エネルギー消費量情報を含む）（以下「算定情報」という。）算定結果「2024 年度算定報告書」（以下「算定報告書」という。）に記載の 2024 年度（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）の以下の算定情報に関して、事業者は、一般社団法人日本能率協会 サステナビリティセンター（以下「当協会」という。）に対し、以下 1)、2)、4)に関して合理的保証、以下 3)に関して限定的保証を目的とした検証を依頼した。

1)スコープ 1 GHG 排出量

算定対象における都市ガス、軽油、及び、A 重油の使用に伴って直接的に排出される CO₂ 排出量

2)スコープ 2 GHG 排出量

算定対象における電力、熱の使用に伴って間接的に排出される CO₂ 排出量

3)スコープ 3 GHG 排出量

算定対象の事業活動におけるスコープ 3 カテゴリ 1, 3, 6, 7^{※2}において排出される CO₂ 排出量

4) エネルギー消費量

スコープ 1、スコープ 2 におけるエネルギー消費量

検証の目的は、事業者の算定情報が算定方法^{※3}に従って、正確に測定、算出されているかについて、独立の立場から結論を表明することである。算定報告書を作成し算定情報を報告する責任は事業者にあり、当協会の責任は、独立の立場から算定報告書に記載された算定情報に対する結論を表明することにある。

2. 検証手続き

当協会は、ISO14064-3:2019 (Greenhouse gases Part 3: Specification with guidance for the verification and validation of greenhouse gas statements)の要求事項に従って算定情報の検証を実施し、以下の事項を実施した。

- 算定報告書に記載の GHG 排出量を決定するために用いられた情報に関する算定方法、排出量算定システム、及び、関連資料の確認を事業者の本社訪問を含め実施
- 算定報告書の作成に関わる主な担当者へのインタビュー
- 本社への訪問による算定対象、データ収集手順確認、エネルギー供給監視点の現場視察、及び、東京通信病院へチェックリスト（質問書）を提出し、その回答、及び、根拠資料の入手により算定データ、データ収集手順確認
- 算定情報の正確性を確認するためにサンプリングによる根拠となる資料の確認

3. 検証の結論

算定報告書に記載された 2024 年度の以下のスコープ 1、スコープ 2 GHG 排出量情報、及び、エネルギー消費量情報は、算定方法に従って、すべての重要な点において適正であった。

算定対象※1	スコープ	検証された温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ e)
本社、病院、 その他オフィス	スコープ 1※4	1,878.1
	スコープ 2※5	4,972.2

重要性の量的基準値を 5%として合理的保証に基づき上記を表明

検証された エネルギー消費量 (GJ)	
電力	144,601.5
冷水	8,953.5
温水	6,345.4
ガス	都市ガス 41,222.4
燃料油	軽油 0.0
	A 重油 0.0

2024 年度の以下のスコープ 3 GHG 排出量は、算定方法に従って、すべての重要な点において正確に測定、算出されていないと認められるような事項は発見されなかった。

算定対象※1	スコープ	検証された温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ e)
以下参照	スコープ 3	2,647.5
スコープ 3 内訳		
本社	カテゴリ 1	9.7
本社、病院、 その他オフィス	カテゴリ 3	2,037.1
	カテゴリ 6	161.0
	カテゴリ 7	439.7

NOTE:

※1：算定対象

2024 年度算定対象事業所は上記表を参照

・本社、東京通信病院、その他オフィス（8 カ所）

（但し、スコープ 1, 2、スコープ 3 のカテゴリ 3 ではグループ間テナントを除く）

※2：スコープ 3 の各カテゴリの概要

○ カテゴリ 1（購入した製品・サービス）：購入したコピー用紙を対象

○ カテゴリ 3（スコープ 1, 2 に含まれない燃料及びエネルギー関連活動）：使用した燃料、電力、熱を対象

○ カテゴリ 6（出張）：従業員（正社員）の出張を対象

○ カテゴリ 7（雇用者の通勤）：従業員（正社員）の通勤を対象

※3：スコープ 1, 2, 3 の算定方法

「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン（ver.2.7）」、

「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース（ver.3.5）」、及び、

事業者が作成した「算定手順書（スコープ 1, 2）」、「算定手順書（スコープ 3）」

※4：都市ガスの排出係数：ガス事業者別排出係数を使用

※5：電力の排出係数：電気事業者・メニュー別基礎排出係数を使用、

熱の排出係数：熱供給事業者別排出係数を使用

以上

温室効果ガス排出量 検証報告書

2025 年 7 月 23 日

日本郵便株式会社 御中

一般社団法人日本能率協会
サステナビリティセンター
上級経営管理者 前田 雅彦



1. 検証の対象及び目的

日本郵便株式会社（以下「事業者」という。）が作成した算定対象^{※1}における温室効果ガス（GHG）排出量情報（エネルギー消費量情報を含む）（以下「算定情報」という。）算定結果「2024 年度算定報告書」（以下「算定報告書」という。）に記載の 2024 年度（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）の以下の算定情報に関して、事業者は、一般社団法人日本能率協会 サステナビリティセンター（以下「当協会」という。）に対し、以下 1)、2)、4)に関して合理的保証、以下 3)に関して限定的保証を目的とした検証を依頼した。

1) スコープ 1 GHG 排出量

算定対象における都市ガス、LP ガス、A 重油、灯油、軽油の使用、及び、事業者の車両が使用したガソリン、軽油に伴って直接的に排出される CO₂ 排出量

2) スコープ 2 GHG 排出量

算定対象における電力、熱の使用に伴って排出される CO₂ 排出量

3) スコープ 3 GHG 排出量

算定対象の事業活動におけるスコープ 3 カテゴリ 1, 2, 3, 4, 6, 7, 12^{※2}において排出される CO₂ 排出量

4) エネルギー消費量

スコープ 1、スコープ 2 におけるエネルギー消費量

検証の目的は、事業者の算定情報が算定方法^{※3}に従って、正確に測定、算出されているかについて、独立の立場から結論を表明することである。算定報告書を作成し算定情報を報告する責任は事業者にあり、当協会の責任は、独立の立場から算定報告書に記載された算定情報に対する結論を表明することにある。

2. 検証手続き

当協会は、ISO14064-3:2019 (Greenhouse gases Part 3: Specification with guidance for the verification and validation of greenhouse gas statements)の要求事項に従って算定情報の検証を実施し、以下の事項を実施した。

- 算定報告書に記載の GHG 排出量を決定するために用いられた情報に関する算定方法、排出量算定システム、及び、関連資料の確認を事業者の本社訪問を含め実施
- 算定報告書の作成に関わる主な担当者へのインタビュー
- 関東支社への訪問による算定対象、データ収集手順確認、エネルギー供給監視点の現場視察、及び、本社並びに算定システム会社に対し、集計プロセス、集計方法確認、実際の集計結果を踏まえたインタビューを実施
- サンプル対象の郵便局へチェックリスト（質問書）を提出し、その回答、及び、根拠資料の入手により算定データ、データ収集手順確認
- 算定情報の正確性を確認するためにサンプリングによる根拠となる資料の確認

3. 検証の結論

算定報告書に記載された 2024 年度の以下のスコープ 1、スコープ 2 GHG 排出量情報、及び、エネルギー消費量情報は、算定方法に従って、すべての重要な点において適正であった。

算定対象※1	スコープ	検証された温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ e)
本社、支社、直営郵便局、不動産開発物件、物流ソリューションセンター (LSC)	スコープ 1※4	190,903.6
スコープ 1 と同様	スコープ 2※5	429,922.2

重要性の量的基準値を 5%として合理的保証に基づき上記を表明

検証されたエネルギー消費量 (GJ)		
電力	10,125,751.5	
	215,938.8	
冷水	62,443.0	
	81,504.3	
蒸気	835,517.5	
	24,305.4	
都市ガス	68,372.7	
	1,744,297.6	
LP ガス	209,642.8	
	177,279.1	
軽油		
ガソリン		
灯油		
A 重油		

2024 年度の以下のスコープ 3 GHG 排出量は、算定方法に従って、すべての重要な点において正確に測定、算出されていないと認められるような事項は発見されなかった。

算定対象※1	スコープ	検証された温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ e)
以下参照	スコープ 3※6	1,027,223.8
スコープ 3 内訳		
本社、支社、直営郵便局、LSC	カテゴリ 1	197,362.9
本社、支社、直営郵便局、LSC	カテゴリ 2	58,571.8
スコープ 1、2 と同様	カテゴリ 3	133,490.0
本社、支社、直営郵便局、LSC	カテゴリ 4	548,973.7
本社、支社、直営郵便局、LSC	カテゴリ 6	22,158.4
本社、支社、直営郵便局、LSC	カテゴリ 7	64,662.6
本社、支社、直営郵便局、LSC	カテゴリ 12	2,004.3

NOTE:

※1：2024 年度算定対象事業所は上記表を参照

- ・スコープ 1, 2 はグループ内テナント及び自社施設内に同居している事業所を除く（対象事業所数：20,082）
- ・スコープ 1 の車両は上記から不動産開発物件を除いた事業所を対象（対象事業所数：20,075）

※2：スコープ 3 の各カテゴリの概要

スコープ 3 のカテゴリ 1, 2, 4, 6, 7, 12 は本社、支社、直営郵便局及び LSC を対象（対象事業所数：20,075）、カテゴリ 3 はスコープ 1, 2 と同様

○ カテゴリ 1（購入した製品・サービス）：以下を対象

- ・対象事業所で調達したユニフォーム、切手・葉書、レターパック、ゆうパック包装用品、式紙
- ・本社で購入した A4、A3 コピー用紙
- ・対象事業所における車両・施設の修繕保守サービス、施設・設備等の改修工事

- カテゴリ 2（資本財）：保有車両（郵便・物流事業セグメント、郵便局窓口事業セグメントの事業用及び営業用車両）を対象
- カテゴリ 3（スコープ 1, 2 に含まれない燃料及びエネルギー関連活動）：使用した燃料、電力、熱を対象
- カテゴリ 4（輸送、配送（上流））：締結した国内の委託輸送（幹線輸送（トラック）、委託宅配）のうち自動車使用分、国際郵便の海外あて委託輸送分（航空、船舶等）を対象
- カテゴリ 6（出張）：従業員（正社員）の出張を対象
- カテゴリ 7（雇用者の通勤）：従業員（正社員）の通勤を対象
- カテゴリ 12（販売した製品の廃棄）：販売した切手・葉書、レターパックを対象

※3：スコープ 1, 2, 3 の算定方法

「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン（ver.2.7）」、

「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース（ver.3.5）」、及び、事業者が作成した「算定手順書（スコープ 1, 2）」、「算定手順書（スコープ 3）」

※4：都市ガスの排出係数：ガス事業者別排出係数を使用

※5：電力の排出係数：電気事業者・メニュー別基礎排出係数を使用、熱の排出係数：熱供給事業者別排出係数を使用

※6：スコープ 3 の値(t-CO₂e)は各カテゴリの小数点以下も含めた t-CO₂e の合計値

以上

温室効果ガス排出量/社会情報 検証報告書

2025 年 7 月 17 日

株式会社ゆうちょ銀行 御中

一般社団法人日本能率協会
サステナビリティセンター
上級経営管理者 前田 雅彦



1. 検証の対象及び目的

株式会社ゆうちょ銀行（以下「事業者」という。）が作成した算定対象※¹における算定結果「2024 年度算定報告書」（以下「算定報告書」という。）に記載の 2024 年度（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）の以下の温室効果ガス（GHG）排出量情報（エネルギー消費量情報を含む）、及び、社会情報（欠勤率）（以下「算定情報」という。）に関して、事業者は、一般社団法人日本能率協会サステナビリティセンター（以下「当協会」という。）に対し、限定的保証を目的とした検証を依頼した。

1) スコープ 1 GHG 排出量

算定対象における都市ガス、LP ガス、A 重油、灯油の使用、及び、事業者が使用した車両のガソリン、軽油に伴って直接的に排出される CO₂ 排出量

2) スコープ 2 GHG 排出量

算定対象における電力、熱の使用に伴って間接的に排出される CO₂ 排出量

3) スコープ 3 GHG 排出量

事業者の事業活動におけるスコープ 3 カテゴリ 1, 2, 3, 6, 7, 12, 16※²において排出される CO₂ 排出量

4) エネルギー消費量

スコープ 1、スコープ 2 におけるエネルギー消費量

5) 欠勤率

事業者の正社員を対象とした欠勤率※³

検証の目的は、事業者の算定情報が算定方法※⁴に従って、正確に測定、算出されているかについて、独立の立場から結論を表明することである。算定報告書を作成し算定情報を報告する責任は事業者にあり、当協会の責任は、独立の立場から算定報告書に記載された算定情報に対して限定的保証業務を実施して、結論を表明することにある。なお、事業者と当協会との間には、特定の利害関係はない。

2. 検証手続き

当協会は、GHG 排出量情報に関しては ISO14064-3:2019 (Greenhouse gases Part 3: Specification with guidance for the verification and validation of greenhouse gas statements)、及び、社会情報に関しては ISAE3000 に準拠して検証を実施し、以下の事項を実施した。なお、限定的保証業務は、合理的保証業務における手続きと比較してその種類は異なり、実施の程度は狭く、合理的保証業務ほどに高い水準の保証を与えるものではない。

- 算定報告書に記載の算定情報を決定するために用いられた情報に関する、算定方法、排出量算定システム、及び、関連資料の確認を事業者の本社訪問を含め実施
- 算定報告書の作成に関わる主な担当者へのインタビュー
- 西日本貯金事務計算センターへチェックリスト（質問書）を提出し、その回答、及び、根拠資料の入手により算定データ、データ収集手順確認
- 算定情報の正確性を確認するためにサンプリングによる根拠となる資料の確認

3. 検証の結論

算定報告書に記載された 2024 年度の算定情報は、算定方法に従って、すべての重要な点において正確に測定、算出されていないと認められるような事項は発見されなかった。

・ GHG 排出量情報

算定対象※1	スコープ	検証された温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ e)	検証されたエネルギー消費量 (GJ)	
エリア本部 (3)、直営店 (9)、パートナーセンター (26)、貯金事務センター (沖縄を除く) (16)、貯金事務計算センター (2)、クレジット管理センター (1)、本社 (7) 計 64 部門、及び、全社の車両	スコープ 1※5	2,977.5	電力	378,063.2
スコープ 1 の 64 部門と同じ	スコープ 2※6	3,683.3	冷水	60,461.8
以下参照	スコープ 3※7	59,243.1	温水	9,929.3
スコープ 3 内訳			ガ	都市ガス
スコープ 1 の 64 部門と同じ	スコープ 2※6	3,683.3	ス	LP ガス
以下参照	スコープ 3※7	59,243.1	燃	軽油
スコープ 3 内訳			料	ガソリン
全社	カテゴリ 1	42,694.7	油	灯油
全社	カテゴリ 2	2,222.2		A 重油
スコープ 1、2 と同様	カテゴリ 3	5,830.7		
全社	カテゴリ 6	1,427.8		
全社	カテゴリ 7	3,961.4		
全社	カテゴリ 12	53.5		
全社	カテゴリ 16	3,052.8		

・ 欠勤率

検証された欠勤率 (%)	
欠勤率	1.29

NOTE:

※1：算定対象

2024 年度算定対象事業所は上記表を参照

・全社：エリア本部、直営店、パートナーセンター、貯金事務センター、貯金事務計算センター、印鑑票管理センター、ATM 管理センター、クレジット管理センター、本社（計 314 部門）

※2：スコープ 3 の各カテゴリの概要

- カテゴリ 1（購入した製品・サービス）：購入したユニフォーム、コピー用紙（本社のみ対象）、カード、帳票（通帳含む）を対象
- カテゴリ 2（資本財）：購入した車両及び ATM を対象
- カテゴリ 3（スコープ 1, 2 に含まれない燃料及びエネルギー関連活動）：使用した燃料、電力・熱を対象
- カテゴリ 6（出張）：従業員（正社員）の出張を対象
- カテゴリ 7（雇用者の通勤）：従業員（正社員）の通勤を対象
- カテゴリ 12（販売した製品の廃棄）：通帳、カードを対象
- カテゴリ 16（その他）：店外 ATM の想定使用電力量を対象

※3：欠勤率の算定：2025 年 3 月 31 日時点在籍の正社員の欠勤率データ、及び総労働予定日数をもとに算出

- ※4：スコープ 1, 2, 3 の算定方法：「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン (ver.2.7)」、「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース (ver.3.5)」、及び、事業者が作成した「算定手順書 (スコープ 1, 2)」、「算定手順書 (スコープ 3)」
欠勤率の算定方法：事業者が作成した「欠勤率算出方法」
- ※5：都市ガスの排出係数：ガス事業者別排出係数を使用
- ※6：電力の排出係数：電気事業者・メニュー別基礎排出係数を使用、
熱の排出係数：熱供給事業者別排出係数を使用
- ※7：スコープ 3 の値(t-CO₂e)は各カテゴリの小数点以下も含めた合計値

4. 当協会の独立性と品質管理

ISO14065-2020 (General principles and requirements for bodies validating and verifying environmental information) に適合する包括的なマネジメントシステムを当協会は導入し、維持している。これは、国際会計士倫理基準審議会による品質マネジメント基準 1、及び、誠実性、客観性、職業専門家としての能力と正当な注意、守秘義務、及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく独立性等の要件を含む職業会計士の倫理規定における要求を満たすものである。

以上

温室効果ガス排出量/環境/社会情報 検証報告書

2025 年 7 月 22 日

株式会社かんぽ生命保険 御中

一般社団法人日本能率協会
サステナビリティセンター
上級経営管理者 前田 雅彦



1. 検証の対象及び目的

株式会社かんぽ生命保険（以下「事業者」という。）が作成した算定対象^{※1}における算定結果「2024 年度算定報告書」（以下「算定報告書」という。）に記載の 2024 年度（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）の以下の温室効果ガス（GHG）排出量情報（エネルギー消費量情報を含む）、環境情報（水使用量、廃棄物排出量）、及び、社会情報（欠勤率）（以下「算定情報」という。）に関して、事業者は、一般社団法人日本能率協会 サステナビリティセンター（以下「当協会」という。）に対し、限定的保証を目的とした検証を依頼した。

- 1) スコープ 1 GHG 排出量
算定対象における都市ガス、LP ガス、軽油、灯油、A 重油の使用、及び、事業者が使用した車両のガソリン、軽油に伴って直接的に排出される CO₂ 排出量
- 2) スコープ 2 GHG 排出量
算定対象における電力、熱の使用に伴って間接的に排出される CO₂ 排出量
- 3) スコープ 3 GHG 排出量
事業者の事業活動におけるスコープ 3 カテゴリ 1, 2, 3, 5, 6, 7, 12^{※2}において排出される CO₂ 排出量
- 4) エネルギー消費量
スコープ 1、スコープ 2 におけるエネルギー消費量
- 5) 水使用量
算定対象において使用された上水、及び、下水^{※3}
- 6) 廃棄物排出量
算定対象において事業から出る廃棄物^{※4}
- 7) 欠勤率
事業者の正社員を対象とした欠勤率^{※5}

検証の目的は、事業者の算定情報が算定方法^{※6}に従って、正確に測定、算出されているかについて、独立の立場から結論を表明することである。算定報告書を作成し算定情報を報告する責任は事業者にあり、当協会の責任は、独立の立場から算定報告書に記載された算定情報に対して限定的保証業務を実施して、結論を表明することにある。なお、事業者と当協会との間には、特定の利害関係はない。

2. 検証手続き

当協会は、GHG 排出量情報に関しては ISO14064-3:2019 (Greenhouse gases Part 3: Specification with guidance for the verification and validation of greenhouse gas statements)、及び、環境情報、社会情報に関しては ISAE3000 に準拠して検証を実施し、以下の事項を実施した。なお、限定的保証業務は、合理的保証業務における手続きと比較してその種類は異なり、実施の程度は狭く、合理的保証業務ほどに高い水準の保証を与えるものではない。

- 算定報告書に記載の算定情報を決定するために用いられた情報に関する、算定方法、排出量算定システム、及び、関連資料の確認を事業者の本社訪問を含め実施
- 算定報告書の作成に関わる主な担当者へのインタビュー
- 仙台サービスセンターへのウェブを通じての算定対象、データ収集手順、エネルギー供給監視点の確認
- 算定情報の正確性を確認するためにサンプリングによる根拠となる資料の確認

3. 検証の結論

算定報告書に記載された 2024 年度の算定情報は、算定方法に従って、すべての重要な点において正確に測定、算出されていないと認められるような事項は発見されなかった。

・ GHG 排出量情報

算定対象※1	スコープ	検証された温室効果 ガス排出量 (t-CO ₂ e)
全社（グループ間テナント は除く）	スコープ 1※7	9,054.4
	スコープ 2※8	2,895.3
以下参照	スコープ 3※9	16,013.8
スコープ 3 内訳		
全社	カテゴリ 1	2,583.0
全社	カテゴリ 2	0.0
スコープ 1,2 と同様	カテゴリ 3	4,206.0
大手町プレイスウエスト タワー、大崎ブライト タワー、情報管理センター	カテゴリ 5	49.5
全社	カテゴリ 6	2,340.5
全社	カテゴリ 7	6,752.7
全社	カテゴリ 12	82.2

検証された エネルギー消費量 (GJ)		
電力		199,874.9
冷水		7,167.9
温水		5,134.8
蒸気		2,928.7
ガ ス	都市ガス	27,703.3
	LP ガス	0.0
燃 料 油	軽油	17.3
	ガソリン	112,769.1
	灯油	21.9
	A 重油	796.3

・ 水使用量

検証された水使用量 (千 m ³)	
上水使用量	35.0
下水使用量	25.4

・ 廃棄物排出量

検証された廃棄物量 (ton)	
一般廃棄物	177.0
産業廃棄物	92.6

・ 欠勤率

検証された欠勤率 (%)	
欠勤率	1.17

NOTE:

※1：算定対象

2024 年度算定対象事業所は上記表を参照

- ・ 全社：本社（2 拠点）、サービスセンター（7 拠点）、コールセンター（3 拠点）、情報管理センター（1 拠点）、エリア本部、支店の計 721 施設
 - ・ エリア本部：北海道、東北、関東、東京、南関東、信越、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州、沖縄（計 13 拠点）
 - ・ 支店：かんぽ生命支店（82 支店）
- （スコープ 1, 2 及びスコープ 3 カテゴリ 3 ではグループ間テナントを除く）

※2：スコープ3の各カテゴリの概要

- カテゴリ1（購入した製品・サービス）：購入したユニフォーム、コピー用紙（本社のみ対象）、保険証書、約款、しおり、帳票を対象
- カテゴリ2（資本財）：購入した車両を対象
- カテゴリ3（スコープ1,2に含まれない燃料及びエネルギー関連活動）：使用した燃料、電力、熱を対象
- カテゴリ5（廃棄物）：主要3施設（大手町ブレイスウエストタワー、大崎ブライツタワー、情報管理センター）の産業廃棄物を対象
- カテゴリ6（出張）：従業員（正社員）の出張を対象
- カテゴリ7（雇用者の通勤）：従業員（正社員）の通勤を対象
- カテゴリ12（販売した製品の廃棄）：保険証書、約款としおりを対象

※3：水使用量は、主要7施設（大手町ブレイスウエストタワー、大崎ブライツタワー、情報管理センター、及び、仙台、岐阜、福岡、京都サービスセンター）を対象とした上水、及び、下水

※4：廃棄物排出量は、主要3施設（大手町ブレイスウエストタワー、大崎ブライツタワー、情報管理センター）の一般廃棄物と産業廃棄物を対象

※5：欠勤率の算定：2025年3月31日時点在籍の正社員の欠勤率データ、及び総労働予定日数をもとに算出

※6：・スコープ1,2,3の算定方法：「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン（ver.2.7）」、「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース（ver.3.5）」、及び、事業者が作成した「算定手順書（スコープ1,2）」、「算定手順書（スコープ3）」

- ・水使用量の算定方法：事業者が作成した「算定手順書（水使用量）」
- ・廃棄物排出量の算定方法：事業者が作成した「算定手順書（廃棄物排出量）」
- ・欠勤率の算定方法：事業者が作成した「算定手順書（欠勤率）」

※7：都市ガスの排出係数：ガス事業者別排出係数を使用

※8：電力の排出係数：電気事業者・メニュー別基礎排出係数を使用、
熱の排出係数：熱供給事業者別排出係数を使用

※9：スコープ3の値(t-CO₂e)は各カテゴリの小数点以下も含めた合計値

4. 当協会の独立性と品質管理

ISO14065-2020 (General principles and requirements for bodies validating and verifying environmental information) に適合する包括的なマネジメントシステムを当協会は導入し、維持している。これは、国際会計士倫理基準審議会による品質マネジメント基準1、及び、誠実性、客観性、職業専門家としての能力と正当な注意、守秘義務、及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく独立性等の要件を含む職業会計士の倫理規定における要求を満たすものである。

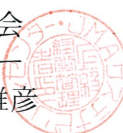
以上

温室効果ガス排出量 検証報告書

2025 年 7 月 15 日

日本郵便輸送株式会社 様

一般社団法人日本能率協会
サステナビリティセンター
上級経営管理者 前田 雅彦



1. 検証の対象及び目的

日本郵便輸送株式会社（以下「事業者」という。）が作成した算定対象^{※1}における温室効果ガス（GHG）排出量情報（エネルギー消費量情報を含む）（以下「算定情報」という。）算定結果「2024 年度算定報告書」（以下「算定報告書」という。）に記載の 2024 年度（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）の以下の算定情報に関して、事業者は、一般社団法人日本能率協会 サステナビリティセンター（以下「当協会」という。）に対し、限定的保証を目的とした検証を依頼した。

1) スコープ 1 GHG 排出量

算定対象における都市ガス、LP ガス、A 重油、灯油の使用、及び、事業者の車両が使用したガソリン、軽油に伴って直接的に排出される CO₂ 排出量

2) スコープ 2 GHG 排出量

算定対象における電力の使用に伴って排出される CO₂ 排出量

3) スコープ 3 GHG 排出量

算定対象の事業活動におけるスコープ 3 カテゴリ 1, 2, 3, 4, 6, 7^{※2}において排出される CO₂ 排出量

4) エネルギー消費量

スコープ 1、スコープ 2 におけるエネルギー消費量

検証の目的は、事業者の算定情報が算定方法^{※3}に従って、正確に測定、算出されているかについて、独立の立場から結論を表明することである。算定報告書を作成し算定情報を報告する責任は事業者にあり、当協会の責任は、独立の立場から算定報告書に記載された算定情報に対する結論を表明することにある。

2. 検証手続き

当協会は、ISO14064-3:2019 (Greenhouse gases Part 3: Specification with guidance for the verification and validation of greenhouse gas statements)の要求事項に従って算定情報の検証を実施し、以下の事項を実施した。

- 算定報告書に記載の GHG 排出量を決定するために用いられた情報に関する算定方法、排出量算定システム、及び、関連資料の確認を事業者の本社訪問を含め実施
- 算定報告書の作成に関わる主な担当者へのインタビュー
- 本社及び関東支社への訪問による算定対象、データ収集手順確認、エネルギー供給監視点の現場視察
- 算定情報の正確性を確認するためにサンプリングによる根拠となる資料の確認

3. 検証の結論

算定報告書に記載された 2024 年度の算定情報は、算定方法に従って、すべての重要な点において正確に測定、算出されていないと認められるような事項は発見されなかった。

算定対象※1	スコープ	検証された温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ e)	検証されたエネルギー消費量 (GJ)	
本社、支社、営業所、その他駐車場等	スコープ 1※4	68,418.6	電力	50,894.0
スコープ 1 と同様	スコープ 2※5	2,576.6	ガス	都市ガス 1,477.9
以下参照	スコープ 3	475,030.7		LP ガス 1,282.5
スコープ 3 内訳			燃料油	A 重油 608.4
本社、支社、営業所	カテゴリ 1	144.9		灯油 1,346.8
本社、支社、営業所	カテゴリ 2	8,783.5		ガソリン 14,203.7
スコープ 1、2 と同様	カテゴリ 3	10,146.9		軽油 974,142.0
本社、支社、営業所	カテゴリ 4	454,783.7		
本社、支社、営業所	カテゴリ 6	299.2		
本社、支社、営業所	カテゴリ 7	872.5		

NOTE:

※1：2024 年度算定対象事業所は上記表を参照

- ・スコープ 1, 2 は、本社、支社、営業所、駐車場等を対象（対象事業所数：104）
- ・スコープ 1 の車両は、本社、支社、営業所を対象（対象事業所数：78）

※2：スコープ 3 の各カテゴリの概要

スコープ 3 のカテゴリ 1, 2, 4, 6, 7 は、本社、支社、営業所を対象（対象事業所数：78）、カテゴリ 3 はスコープ 1, 2 と同様（対象事業所数：104）

- カテゴリ 1（購入した製品・サービス）：以下を対象
 - ・対象事業所で利用したユニフォーム
 - ・本社で購入した A4、A3、B4 コピー用紙
- カテゴリ 2（資本財）：保有車両を対象
- カテゴリ 3（スコープ 1, 2 に含まれない燃料及びエネルギー関連活動）：使用した燃料、電力を対象
- カテゴリ 4（輸送、配送（上流））：締結した国内の委託輸送（幹線輸送（トラック）、委託宅配）のうち自動車使用分、及び、海上輸送（フェリーによる自動車の輸送）分
- カテゴリ 6（出張）：従業員（正社員）の出張を対象
- カテゴリ 7（雇用者の通勤）：従業員（正社員）の通勤を対象

※3：スコープ 1, 2, 3 の算定方法

「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン（ver.2.7）」、
 「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース（ver.3.5）」、及び、
 事業者が作成した「算定手順書（スコープ 1, 2）」、「算定手順書（スコープ 3）」

※4：都市ガスの排出係数：ガス事業者別排出係数を使用

※5：電力の排出係数：電気事業者・メニュー別基礎排出係数を使用

以上

温室効果ガス排出量 検証報告書

2025 年 7 月 17 日

JP ロジスティクスグループ株式会社 御中

一般社団法人日本能率協会
サステナビリティセンター
上級経営管理者 前田 雅彦



1. 検証の対象及び目的

JP ロジスティクスグループ株式会社（以下「事業者」という。）が作成した算定対象^{※1}における温室効果ガス（GHG）排出量情報（エネルギー消費量情報を含む）（以下「算定情報」という。）算定結果「2024 年度算定報告書」（以下「算定報告書」という。）に記載の 2024 年度（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）の以下の算定情報に関して、事業者は、一般社団法人日本能率協会サステナビリティセンター（以下「当協会」という。）に対し、限定的保証を目的とした検証を依頼した。

1) スコープ 1 GHG 排出量

算定対象における軽油、ガソリン、都市ガス、LP ガス、灯油、及び、A 重油の使用に伴って直接的に排出される CO₂ 排出量

2) スコープ 2 GHG 排出量

算定対象における電力の使用に伴って間接的に排出される CO₂ 排出量

3) スコープ 3 GHG 排出量

算定対象の事業活動におけるスコープ 3 カテゴリ 1, 2, 3, 4, 6, 7^{※2}において排出される CO₂ 排出量

4) エネルギー消費量

スコープ 1、スコープ 2 におけるエネルギー消費量

検証の目的は、事業者の算定情報が算定方法^{※3}に従って、正確に測定、算出されているかについて、独立の立場から結論を表明することである。算定報告書を作成し算定情報を報告する責任は事業者であり、当協会の責任は、独立の立場から算定報告書に記載された算定情報に対する結論を表明することにある。

2. 検証手続き

当協会は、ISO14064-3:2019 (Greenhouse gases Part 3: Specification with guidance for the verification and validation of greenhouse gas statements) の要求事項に従って算定情報の検証を実施し、以下の事項を実施した。

- 算定報告書に記載の算定情報を決定するために用いられた情報に関する算定方法、排出量算定システム、及び、関連資料の確認を事業者の本社訪問を含め実施
- 算定報告書の作成に関わる主な担当者へのインタビュー
- 大阪南港支店への訪問による算定対象、データ収集手順確認、エネルギー供給監視点の現場視察
- 算定情報の正確性を確認するためのサンプリングによる根拠となる資料の確認

3. 検証の結論

算定報告書に記載された 2024 年度の算定情報は、算定方法に従って、すべての重要な点において正確に測定、算出されていないと認められるような事項は発見されなかった。

検証された温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ e)	
スコープ 1※4	45,585.7
スコープ 2※5	4,555.0
スコープ 3※6	126,225.4
スコープ 3 内訳	
カテゴリ 1	1,277.7
カテゴリ 2	4,609.0
カテゴリ 3	7,208.7
カテゴリ 4	110,936.5
カテゴリ 6	483.2
カテゴリ 7	1,710.3

検証されたエネルギー消費量 (GJ)		
電力		91,700.9
ガス	都市ガス	2,013.2
	LP ガス	2,197.2
燃料油	軽油	651,173.7
	ガソリン	5,777.2
	灯油	815.4
	A 重油	136.2

NOTE:

※1：算定対象

JP ロジスティクスグループ株式会社、JP ロジスティクス株式会社（計 85 拠点）

※2：スコープ 3 の各カテゴリの概要

- カテゴリ 1（購入した製品・サービス）：制服、送り状類、用紙、帳票類を対象
- カテゴリ 2（資本財）：購入した事業用車両を対象
- カテゴリ 3（スコープ 1, 2 に含まれない燃料及びエネルギー関連活動）：使用した燃料、電力を対象
- カテゴリ 4（輸送、配送（上流））：他社への運送委託分を対象
- カテゴリ 6（出張）：従業員の出張を対象
- カテゴリ 7（雇用者の通勤）：従業員の通勤を対象

※3：スコープ 1, 2, 3 の算定方法

「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン (ver.2.7)」、「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース (ver.3.5)」、及び、事業者が作成した「算定手順書」

※4：都市ガスの排出係数：ガス事業者別排出係数を使用

※5：電力の排出係数：電気事業者別・メニュー別基礎排出係数を使用

以上



Independent Limited Assurance Report to the Directors of Toll Holdings Pty Limited

Conclusion

Based on the procedures we have performed and the evidence obtained, nothing has come to our attention that causes us to believe that the reported Scope 1, 2 and 3 greenhouse gas (GHG) emissions, have not been prepared by Toll Holdings Pty Limited, in all material respects, in accordance with the Criteria for the year ended 31 March 2025.

Information Subject to Assurance

Toll Holdings Pty Limited (Toll) engaged KPMG to perform a limited assurance engagement over the Scope 1, 2 and 3 GHG emissions ("GHG Emissions"). This is set out below:

GHG Emissions	Year ended 31 March 2025
Scope 1 GHG emissions	154,717 tCO ₂ -e
Scope 2 GHG emissions	29,487 tCO ₂ -e
Scope 3 GHG emissions	1,052,158 tCO ₂ -e

The GHG Emissions are presented in the FY25 Toll GHG Emissions Data Template, which accompanies this assurance report. The reporting covers Toll's global operations, unless otherwise indicated.

Criteria Used as the Basis of Reporting

We assessed the FY25 Toll GHG Emissions Data Template against the Criteria. The FY25 Toll GHG Emissions Data Template needs to be read and understood together with the Criteria, which is Toll management's Basis of Preparation which is aligned to the GHG Protocol Corporate Accounting and Reporting Standard ("Criteria"). A copy of Toll management's Basis of Preparation is attached to the FY25 Toll GHG Emissions Data Template.

Basis for Conclusion

We conducted our work in accordance with Australian Standard on Assurance Engagements ASAE 3000 *Assurance Engagements Other than Audits or Reviews of Historical Financial Information* (ASAE 3000) and ASAE 3410 *Assurance Engagements on Greenhouse Gas Statements* (the Standards). We believe that the assurance evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our conclusion.

In accordance with the Standards, we have:

- used our professional judgement to plan and perform the engagement to obtain limited assurance that we are not aware of any material misstatements in the FY25 Toll GHG Emissions Data Template, whether due to fraud or error;



- considered relevant internal controls when designing our assurance procedures, however we do not express a conclusion on their effectiveness; and
- ensured that the engagement team possess the appropriate knowledge, skills and professional competencies.

Summary of Procedures Performed

Our limited assurance conclusion is based on the evidence obtained from performing the following procedures:

- Enquire with relevant Toll Holdings Pty Limited personnel to understand the internal controls, governance structure and reporting process for the FY25 Toll GHG Emissions Data Template;
- Assess the reporting boundary for Global Scope 1, 2 and 3 GHG emissions, including the treatment of contractors;
- Review relevant documentation including the Basis of Preparation;
- Undertake analytical procedures over the Global Scope 1, 2 and 3 GHG emissions and walkthroughs of key data sets;
- Perform sample testing over Global Scope 1, 2 and 3 GHG emissions and agree these to underlying sources;
- Assess emission factor sources and re-perform emission factor calculations; and
- Evaluate the appropriateness of the criteria with respect to the information subject to assurance.

Inherent Limitations

Inherent limitations exist in all assurance engagements due to the selective testing of the information being examined. It is therefore possible that fraud, error or material misstatement in the FY25 Toll GHG Emissions Data Template may occur and not be detected. Non-financial data may be subject to more inherent limitations than financial data, given both its nature and the methods used for determining, calculating, and estimating such data. The precision of different measurement techniques may also vary. The absence of a significant body of established practice on which to draw to evaluate and measure non-financial information allows for different, but acceptable, evaluation and measurement techniques that can affect comparability between entities and over time.

The procedures performed in a limited assurance engagement vary in nature and timing from, and are less in extent than for a reasonable assurance engagement. Consequently, the level of assurance obtained in a limited assurance engagement is substantially lower than the assurance that would have been obtained had a reasonable assurance engagement been performed. Accordingly, we do not express a reasonable assurance conclusion.

Misstatements, including omissions, are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence relevant decisions of the Directors of Toll Holdings Pty Limited.



Use of this Assurance Report

This report has been prepared solely for the Directors of Toll for the purpose of providing Directors assurance over Toll's GHG emissions and may not be suitable for another purpose. We disclaim any assumption of responsibility for any reliance on this report, to any person other than the Directors of Toll, or for any other purpose than that for which it was prepared.

Management's Responsibility

Management are responsible for:

- determining that the Criteria is appropriate to meet their needs, and the needs of the Directors;
- preparing and presenting the FY25 Toll GHG Emissions Data Template in accordance with the Criteria; and
- establishing and maintaining systems, processes and internal controls that enable the preparation and presentation of the FY25 Toll GHG Emissions Data Template that is free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Our Responsibility

Our responsibility is to perform a limited assurance engagement in relation to the GHG emissions for the year ended 31 March 2025, and to issue an assurance report that includes our conclusion based on the procedures we have performed and evidence we have obtained.

Our Independence and Quality Management

We have complied with our independence and other relevant ethical requirements of the *Code of Ethics for Professional Accountants (including Independence Standards)* issued by the Accounting Professional and Ethical Standards Board, and complied with the applicable requirements of Auditing Standard on Quality Management 1 to design, implement and operate a system of quality management.

KPMG

Sarah Newman

Partner

Melbourne

27 June 2025

温室効果ガス排出量 検証報告書

2025 年 7 月 11 日

日本郵政不動産株式会社 御中

一般社団法人日本能率協会
サステナビリティセンター
上級経営管理者 前田 雅彦



1. 検証の対象及び目的

日本郵政不動産株式会社（以下「事業者」という。）が作成した算定対象^{※1}における温室効果ガス（GHG）排出量情報（エネルギー消費量情報を含む）（以下「算定情報」という。）算定結果「2024 年度算定報告書」（以下「算定報告書」という。）に記載の 2024 年度（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）の以下の算定情報に関して、事業者は、一般社団法人日本能率協会 サステナビリティセンター（以下「当協会」という。）に対し、限定的保証を目的とした検証を依頼した。

1) スコープ 1 GHG 排出量

算定対象における都市ガス、A 重油の使用に伴って直接的に排出される CO₂ 排出量

2) スコープ 2 GHG 排出量

算定対象における電力の使用に伴って間接的に排出される CO₂ 排出量

3) スコープ 3 GHG 排出量

算定対象の事業活動におけるスコープ 3 カテゴリ 13^{※2}において排出される CO₂ 排出量

4) エネルギー消費量

スコープ 1、スコープ 2 におけるエネルギー消費量

検証の目的は、事業者の算定情報が算定方法^{※3}に従って、正確に測定、算出されているかについて、独立の立場から結論を表明することである。算定報告書を作成し算定情報を報告する責任は事業者にあり、当協会の責任は、独立の立場から算定報告書に記載された算定情報に対する結論を表明することにある。

2. 検証手続き

当協会は、ISO14064-3:2019 (Greenhouse gases Part 3: Specification with guidance for the verification and validation of greenhouse gas statements)の要求事項に従って算定情報の検証を実施し、以下の事項を実施した。

- 算定報告書に記載の GHG 排出量を決定するために用いられた情報に関する算定方法、及び、関連資料の確認
- 算定報告書の作成に関わる主な担当者へのインタビュー
- 所有 2 物件への訪問による算定対象、データ収集手順確認、エネルギー供給監視点の現場視察
- 算定情報の正確性を確認するためのサンプリングによる根拠となる資料の確認

3. 検証の結論

算定報告書に記載された 2024 年度の算定情報は、算定方法に従って、すべての重要な点において正確に測定、算出されていないと認められるような事項は発見されなかった。

検証された温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ e)	
スコープ 1 ^{※4}	1.4
スコープ 2 ^{※5}	2,340.2
スコープ 3	22,375.9
スコープ 3 内訳	
カテゴリ 13	22,375.9

検証されたエネルギー消費量 (GJ)		
電力		46,949.4
ガス	都市ガス	30.9
燃料油	A 重油	0.0

NOTE:

※1：算定対象

所有 36 物件（スコープ 1,2 の対象は一棟貸しを除く複合ビル 4 物件の共用部が対象）

※2：スコープ 3 の各カテゴリの概要

○ カテゴリ 13（リース資産（下流））：賃貸事業として所有し、他者に賃貸しているリース資産を対象（賃貸住宅を含む）

※3：スコープ 1, 2, 3 の算定方法

「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン（ver.2.7）」、

「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース（ver.3.5）」、及び、事業者が作成した「算定手順書」

※4：都市ガスの排出係数：ガス事業者別排出係数を使用

※5：電力の排出係数：電気事業者・メニュー別基礎排出係数を使用

以上